



中小企業の皆様の事業承継を支援します！

# 長野市事業承継促進補助金

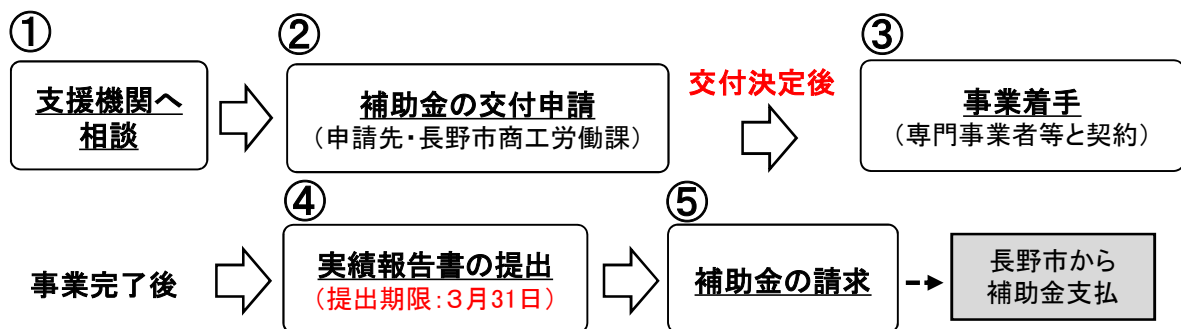


長野市では、指定する支援機関\*の支援を受けて事業承継又はM&Aを行う中小企業者を対象に、以下の経費について補助金を交付します。

対象事業	事業を譲り渡そうとする者が事業承継業務を専門家等に委託する事業
対象者	中小企業者のうち、市内に主たる事務所又は事業所(本社)を有し、原則として1年以上引き続いて同一事業を営んでいる法人又は個人事業主。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇初期診断、課題分析、コンサルティング</li> <li>◇企業価値の算出</li> <li>◇事業承継(M&amp;A)計画作成</li> <li>◇M&amp;A仲介手数料、マッチング登録料</li> <li>◇デューデリジェンス費用 など</li> </ul> (顧問料、成功報酬などは対象外。)
補助率等	<b>2分の1 (上限50万円)</b>
条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業が<b>当該年度中(3月31日まで)に完了</b>するものであること</li> <li>・対象事業が風俗営業等の事業でないこと</li> <li>・市税を滞納していないこと</li> <li>・他団体から同種の補助を受けていないこと など</li> </ul>

※支援機関(令和5年4月1日現在/長野市と「地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定」締結済みの金融機関等)  
 八十二銀行、長野信用金庫、長野銀行、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫長野支店、  
 長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会、長野県事業承継・引継ぎ支援センター、長野県よろず支援拠点

## ～ 手続きの流れ ～



【お問い合わせ】 長野市 商工観光部 商工労働課

☎026-224-5041 E-mail: [skr@city.nagano.lg.jp](mailto:skr@city.nagano.lg.jp)

# 長野市事業承継促進事業補助金

## 交付対象者

以下に掲げる要件の全てを満たす中小企業者

- ①中小企業者の主たる事務所又は事業所(本社)が長野市内に所在すること。
- ②中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者(申請者)の発行済株式総数の2分の1以上を所有し、又は出資総額の2分の1以上を出資していない(いわゆる「みなし大企業」でない)こと。
- ③中小企業者(申請者)の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員又は暴力団関係者等でなく、かつ、暴力団員及び暴力団関係者等が当該中小企業の経営に参画等をしてないこと。
- ④その他市長が必要と認めること。

## 対象事業

支援機関の支援を受けて、長野市内で1年以上引き続き営む事業を事業承継等により譲り渡そうとする交付対象者が、専門事業者に委託して行う下記に掲げる事業(ただし、風俗営業等事業、宗教的・政治的な事業、公序良俗に反する事業を除きます。)

### ①事業承継※1 計画策定等事業

初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、事業承継計画の策定などの事業

### ②M&A※2 計画策定等事業

初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&Aの計画の策定、M&Aの仲介・マッチングの登録、デューデリジェンスなどの事業

(ただし、上記事業に係る経費であっても、次に掲げる経費は補助対象から除きます。)

- ・専門事業者に対する顧問料及びこれに準ずる経費
- ・官公庁等の手続き及び書類の作成並びに個別の案件に係る訴訟及びトラブルの対応に係る経費
- ・M&Aが成立したときに支払う成功報酬
- ・その他市長が事業承継等に必要でないとする経費

※1 事業承継・・・中小企業者がその親族又はその役員若しくは使用人、従業員等に事業を引き継ぐこと。

※2 M&A・・・中小企業者が事業譲渡、株式譲渡その他の方法により第三者に事業を引き継ぐこと。

## 提出書類

交付申請	実績報告
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書(指定様式)</li><li>・事業計画書(指定様式)</li><li>・収支予算書(指定様式)</li><li>・事業承継等支援証明書(指定様式)</li><li>・暴力団排除表明・確約書(指定様式)</li> <li>・交付対象事業に係る見積書の写し</li> <li>・(法人)登記事項証明書 (個人事業主)確定申告書の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実績報告書(指定様式)</li><li>・収支決算書(指定様式)</li><li>・交付請求書(指定様式)</li><li>・補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し</li><li>・事業承継等に係る専門事業者との業務委託に係る契約書の写し</li><li>・自らの事業の事業承継等に係る契約書の写し (同一年度内に締結できた場合に限り)</li><li>・委託事業による成果品等の写し</li></ul>

## その他

- ・本補助金は年度ごとに先着順で申請受付し、予算が無くなり次第、受付終了となります。
- ・補助金の交付は、年度を問わず、1中小企業者につき1回までです。
- ・国、県事業ほか他の補助金と重複して申請することはできません。
- ・申請者が、補助年度において事業承継に至らなかった場合は、翌年度以降、事業承継が完了するまで、毎年度、申請者が当該年度(4月1日から翌3月31日までの間)において実施した、事業承継等に向けた取組の状況(事業承継の進捗状況)を4月30日までに報告(指定様式の提出)する必要があります。

【お問い合わせ】 長野市 商工観光部 商工労働課

☎026-224-5041 E-mail: [skr@city.nagano.lg.jp](mailto:skr@city.nagano.lg.jp)